2 県から市町村への権限移譲の推進

(1)現状と課題

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、条例による事務処理の特例制度が創設(地方自治法第252条の17の2)された。本県では、平成13年度に、14年度から16年度までの3か年の移譲計画を定め、県から市町村への権限移譲を推進した。

平成15年度には、新たな視点からの移譲推進方策を定めた「県から市町村への権限移譲推進要綱」を制定し、当面16年度から20年度分までの移譲方針を定めて推進している。

この要綱では、これまでの全市町村や一定規模以上の市への一律の移譲方式を改め、市町村からの要望を踏まえて、県が市町村へ移譲可能と判断した事務をメニューとして示し、その中から移譲を希望する市町村に個別に移譲を実施している(メニュー方式)。また、パッケージ方式、ステップアップ方式、パイロット方式も採用している。

*パッケージ方式:

権限移譲可能事務のうち、相互に関連する特定の分野に関係する権限をひとまとめにしたパッケージをメニューとして示し、市町村に対して、可能な限り当該パッケージでの移譲を働きかけるもの。

*ステップアップ方式:

権限移譲可能事務のうち、一般市に特例市権限の一部を移譲するなど、現行の人口規模に対応した権限よりも上位の市に与えられる権限をメニューとして示すもの。

*パイロット方式:

ある特定の行政分野に力を入れており、その分野に関する事務の移譲を強く希望 する市町村には、たとえその事務の移譲希望が当該団体だけであってもパイロッ ト的に事務を移譲するもの。

平成12年の地方分権推進一括法施行前から移譲しているものも含め、 平成18年度当初までに729事務(原則として特例条例の条項単位)を移 譲した。

「移譲事務数の推移]

年度	年度当初の移譲 事務数(うち教育 委員会)	14~16 の移譲計 画による新規移 譲事務数	権限移譲推進要 綱による新規移 譲事務数	法令改正等左記 以外の理由によ る事務数の増減
H12	285 (5)			39 (21)
H13	324 (26)	58		9
H14	391 (26)	101 (12)		3(1)
H15	495 (39)	<移譲済み事務 への移譲対象市 町村追加>	38 (2)	37
H16	570 (41)		94 (0)	0(0) <3事務の増、3 事務の減>
H17	664 (41)		54 (0)	11 (0) <24 事務の増、 13 事務の減 >
H18	729 (41)			

事務数は、原則として特例条例の条項単位でカウント

これらの移譲事務の実績について、移譲している法令数で他の都道府県と比較すると、18年4月1日現在で、全国1位は静岡県の229法令、2位は広島県の182法令、3位は埼玉県の146法令で、愛知県の140法令は5位に該当する。また、県内市町村から「全般的には県から市町村への権限移譲が推進され、市町村の裁量で決定できるようになり、事務の迅速化が図られるようになった。」などの意見がある(「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」)。

しかし、現在の制度には、以下のような課題もある。

- ・市町村の希望に基づく個別的な移譲であるため、移譲を受ける市町村と 受けない市町村が混在しており、市町村によって権限に差異(まだら模様 の移譲)が生じている。このまま進むと、事務の所管が県なのか市町村な のか、分かりづらいものとなる可能性がある。
- ・移譲を希望しない市町村については、県に事務が残ることとなり、行政 効率という点ではむしろマイナスになる場合もある。
- ・市町村からは、移譲された事務は基礎的、個別的な事務であり、自律の拡大につながらないという意見がある(「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」)。また、現在のパッケージ制度は、特定の分野に関連するすべての権限を包括的に網羅したものではない。
- ・権限移譲における市町村への支援方策の一つである市町村権限移譲交付 金について、交付金額が十分ではないという意見もある。

現在は、県・市町村双方の意見(あるいは利害)が一致する範囲での移譲と

なっている。これまでは、比較的順調に移譲が拡大してきたが、壁に当たる可能性がある。今後さらに市町村への権限移譲を拡大していくためには、 これらの課題を解決しつつ、より有効な取組を考えることが必要である。

なお、市町村に今後権限移譲を拡大していくために最も効果があると思われる取組を聞いたところ、「まちづくりや福祉など住民に身近な分野については、総合的な取組ができるよう、関連した事務をできる限り一括して移譲する「真のパッケージ制度」を設ける」が39.4%で最も高く、次いで「移譲される事務量に応じて、短期の県職員派遣や定期的助言、指導など、柔軟な支援制度を設ける」が34.8%となっている(「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」)。

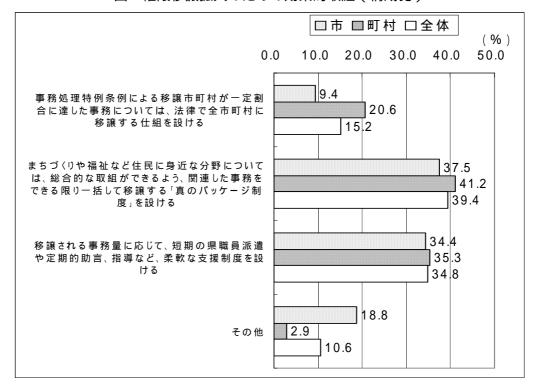


図 権限移譲拡大のための効果的取組(構成比)

(2)基本方針(自律拡大の視点)

事務処理特例制度や個別法令に基づく、県から市町村への権限移譲をさらに拡大する。

その際、市町村の主体的なまちづくりや自主的・自律的な行政運営につながるよう、移譲方法等を工夫する。また、市町村において円滑に実施されるよう支援方策を検討する。

市町村への移譲は、市町村の規模等に応じ、実施可能なものにすること

が必要である。一方で、住民サービスの視点から、市町村が実施した方が望ましい事務については、市町村への移譲が進むような仕組みも検討する。

(3)取組事項

項目	実施時期	内 容			
<既存の取組>					
「県から市町村への	20 年度	・平成 15 年 11 月に策定した現要綱に基づき、住民のサ			
権限移譲推進要綱」	分まで	ービス向上、市町村行政の充実強化につながる権限移			
に基づく権限移譲の		譲を実施する。			
推進		・19 年度に市町村協議し、20 年度に権限移譲する分ま			
		でが対象(最終年)である。			
< 新規の取組 >					
県·市町村地方分権	19 年度	・県と市町村の連携をもとに、権限移譲の拡大など地方			
推進会議の設置・検	から	分権をさらに推進するための会議を開催する。			
討(再掲)		・地方分権に関する県の考え方や取組の説明、市町村の			
		意見の把握等を行う。			
		・想定されるテーマは「役割分担の見直し」、「権限移譲			
		の推進」、「関与・義務付けの廃止・縮小」など。			
 新たな権限移譲推進	19 年度	・旧推進要綱が平成 20 年度移譲分までの期限のため、			
要綱の策定	策定	それ以降、市町村への権限移譲の積極的拡大を図るた			
		めの新要綱の検討・策定する。			
		・主な検討事項			
		新型パッケージ制度の構築			
		福祉、まちづくりなど特定の分野に関連した権限を			
		包括的に移譲することにより、その分野においては、			
		市町村が自主的・自律的な行政運営が可能となるよ			
		う、真に包括的なパッケージ制度を構築する。			
		また、インセンティブとして、新型パッケージを積			
		極的に受けようとする市町村に対して、市町村権限移			
		譲交付金の特別措置などの支援方策を検討する。			
		自動的移譲拡大ルールの検討			
		全市町村に関連する権限について、権限移譲を受け			
		る市町村が一定割合(たとえば2/3)に達した段階			

		で、全市町村に移譲を拡大するルールの構築を検討する。 個別法令による権限移譲制度の推進 個別法令による権限移譲制度について、市町村への 周知に努め、その制度の普及を図る。
政令指定都市への権限移譲の拡大	19 年度 から	・政令指定都市(名古屋市)に対する権限移譲を拡大する。 ・「権限移譲」も一つのテーマとし、県と名古屋市とにおいて地方分権に関する担当者会議を開催する。
事務処理特例条例制 度の見直し研究	20 年度 以降	・全国的に市町村への移譲が一定割合に達した権限は、 法律において市町村の権限にするなど、事務処理特例 条例制度のあり方について研究し国に要望する。 ・これにより、事務処理特例条例により市町村に権限移 譲する方法での懸案である事務手続の複雑性、権限移 譲交付金の問題等を解消する。